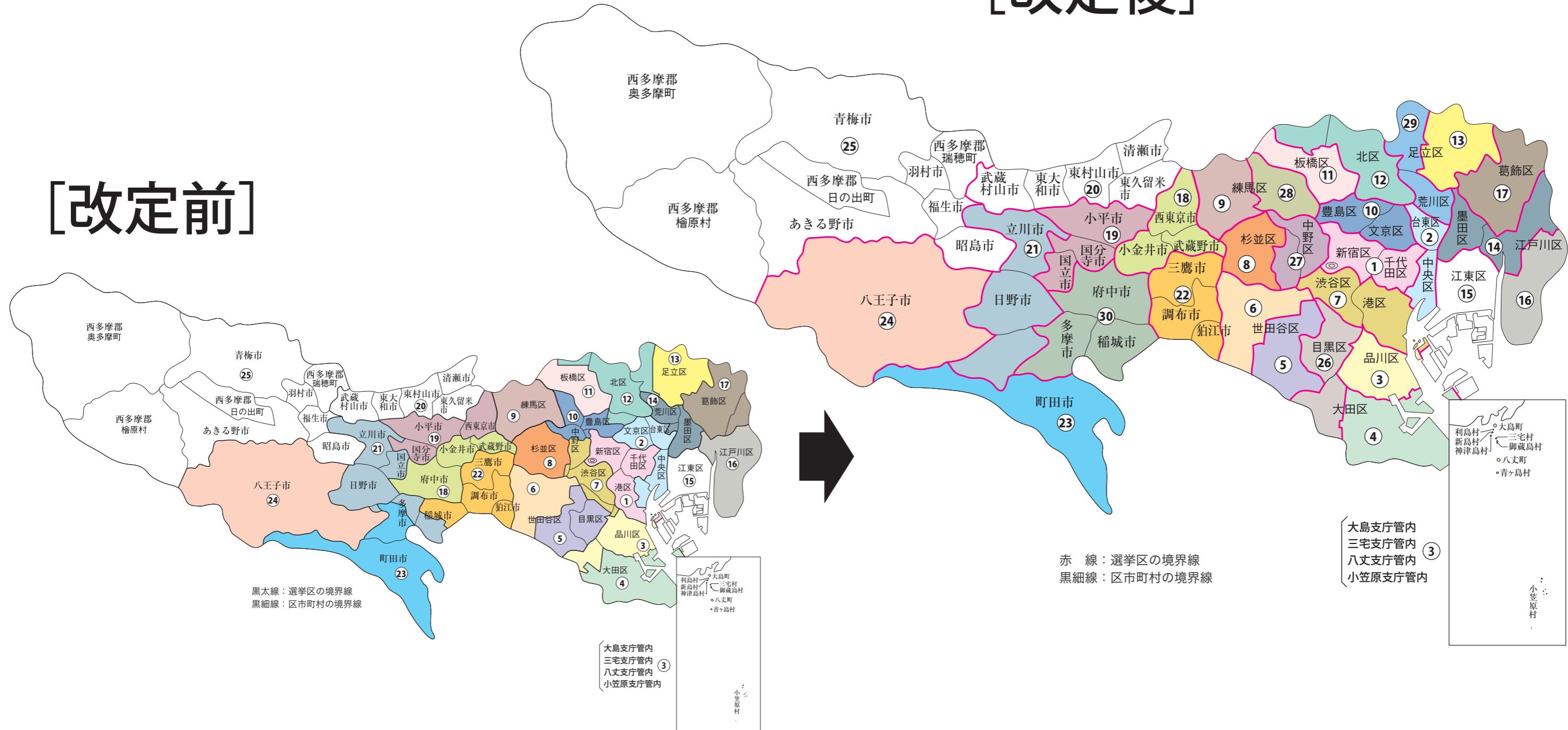


衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

東京都

[改定後]

[改定前]



お問い合わせは

- 総務省選挙部
 - 都道府県選挙管理委員会
 - 市区町村選挙管理委員会

新選挙区

| 第1区 | 第2区 | 第3区 | 第4区 | | | 第5区 | | 第6区 | 第7区 | 第8区 | | |
|--|-------------|--|--|---|--------------------|--|---|--------------------------|--------------------------|-------------------|---------------------------|-------------------|
| 千代田区 新宿区 | 中央区 台東区 | 品川区 東京都大島支庁管内 東京都三宅支庁管内 東京都八丈支庁管内 東京都小笠原支庁管内 | 大田区 大田区大森東特別出張所管内 大田区大森西特別出張所管内 大田区入新井特別出張所管内 大田区馬込特別出張所管内 大田区池上特別出張所管内 大田区新井宿特別出張所管内 大田区久が原特別出張所管内(池上3丁目に属する区域に限る。) 大田区糀谷特別出張所管内 大田区羽田特別出張所管内 大田区六郷特別出張所管内 大田区矢口特別出張所管内(矢口2丁目(1番、13番、14番、27番、28番)及び矢口3丁目(1番、8番)に属する区域に限る。) 大田区蒲田西特別出張所管内 大田区蒲田東特別出張所管内 | 世田谷区 池尻まちづくりセンター管内 太子堂まちづくりセンター管内 若林まちづくりセンター管内 上町まちづくりセンター管内 下馬まちづくりセンター管内 上馬まちづくりセンター管内 代沢まちづくりセンター管内 奥沢まちづくりセンター管内 九品仏まちづくりセンター管内 等々力まちづくりセンター管内 上野毛まちづくりセンター管内 用賀まちづくりセンター管内 二子玉川まちづくりセンター管内 深沢まちづくりセンター管内 | 世田谷区 第5区に属しない区域 | 港区 渋谷区 | 杉並区 下高井戸1丁目~5丁目、永福1丁目(2番から44番まで)、永福2丁目~4丁目、浜田山1丁目~4丁目、大宮2丁目(5番から18番まで)、高円寺南2丁目~4丁目、高円寺北2丁目~4丁目、阿佐谷南1丁目~3丁目、阿佐谷北1丁目~6丁目、天沼1丁目~3丁目、本天沼1丁目~3丁目、成田西1丁目~4丁目、成田東1丁目~5丁目、荻窪1丁目~5丁目、南荻窪1丁目~4丁目、上荻1丁目~4丁目、西荻南1丁目~4丁目、西荻北1丁目~5丁目、今川1丁目~4丁目、清水1丁目~3丁目、桃井1丁目~4丁目、井草1丁目~5丁目、下井草1丁目~5丁目、上井草1丁目~4丁目、善福寺1丁目~4丁目、松庵1丁目~3丁目、宮前1丁目~5丁目、久我山1丁目~5丁目、高井戸東1丁目~4丁目、高井戸西1丁目~3丁目、上高井戸1丁目~3丁目 | | | | | |
| 第9区 | | | 第10区 | 第11区 | | | 第12区 | 第13区 | | | 第14区 | |
| 練馬区 貫井4丁目(28番、29番4号、29番8号から29番22号まで、30番9号、30番10号、44番から46番まで、47番18号から47番48号まで、47番50号から47番52号まで)、高松6丁目、土支田1丁目~4丁目、富士見台1丁目、富士見台2丁目、富士見台3丁目(20番6号から20番10号まで、38番から46番まで、47番5号から47番7号まで、55番6号から55番17号まで、56番から63番まで)、富士見台4丁目、南田中1丁目~5丁目、高野台1丁目~5丁目、谷原2丁目~6丁目、三原台1丁目~3丁目、石神井町1丁目~8丁目、石神井台1丁目~8丁目、下石神井1丁目~6丁目、東大泉1丁目~7丁目、西大泉町、西大泉1丁目~6丁目、南大泉1丁目~6丁目、大泉町1丁目~6丁目、大泉学園町1丁目~9丁目、関町北1丁目~5丁目、関町南1丁目~4丁目、上石神井南町、立野町、上石神井1丁目~4丁目、関町東1丁目、関町東2丁目 | | | 文京区 豊島区 | 板橋区 本庁管内 板橋1丁目~4丁目、加賀1丁目、加賀2丁目、大山東町、大山金井町、熊野町、中丸町、南町、稻荷台、仲宿、氷川町、栄町、大山町、大山西町、幸町、中板橋、仲町、弥生町、本町、大和町、双葉町、富士見町、大谷口上町、大谷口北町、大谷口1丁目、大谷口2丁目、向原1丁目~3丁目、小茂根1丁目~5丁目、常盤台1丁目~4丁目、南常盤台1丁目、南常盤台2丁目、東新町1丁目、東新町2丁目、上板橋1丁目~3丁目、清水町、蓮沼町、大原町、泉町、宮本町、志村1丁目~3丁目、坂下1丁目(1番から26番まで、28番)、東坂下1丁目、小豆沢1丁目~4丁目、西台1丁目~4丁目、中台1丁目~3丁目、若木1丁目~3丁目、前野町1丁目~6丁目、三園2丁目、東山町、桜川1丁目~3丁目 | 板橋区 第11区に属しない区域 | 北区 足立区 青井1丁目~6丁目、足立1丁目~4丁目、綾瀬1丁目~7丁目、梅島1丁目~3丁目、梅田1丁目~8丁目、大谷田1丁目~5丁目、加平1丁目~3丁目、北加平町、栗原1丁目、栗原2丁目、弘道1丁目、弘道2丁目、佐野1丁目、佐野2丁目、島根1丁目~4丁目、神明1丁目~3丁目、神明南1丁目、神明南2丁目、関原1丁目~3丁目、千住1丁目~5丁目、千住曙町、千住旭町、千住東1丁目、千住東2丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木1丁目、千住桜木2丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住中居町、千住仲町、千住橋戸町、千住緑町1丁目~3丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、竹の塚1丁目~7丁目、辰沼1丁目、辰沼2丁目、中央本町1丁目~5丁目、東和1丁目~5丁目、中川1丁目~5丁目、西綾瀬1丁目~4丁目、西新井栄町1丁目、西新井栄町2丁目、西加平1丁目、西加平2丁目、西保木間1丁目~4丁目、花畠1丁目~8丁目、東綾瀬1丁目~3丁目、東保木間1丁目、東保木間2丁目、東六月町、一ツ家1丁目~4丁目、日ノ出町、平野1丁目~3丁目、保木間1丁目~5丁目、保塚町、南花畠1丁目~5丁目、六木1丁目~4丁目、谷中1丁目~5丁目、柳原1丁目、柳原2丁目、六月1丁目~3丁目、六町1丁目~4丁目 | 墨田区 江戸川区 本庁管内 中央4丁目、松島1丁目~4丁目、東小松川1丁目~4丁目、西小松川町、興宮町、上一色1丁目~3丁目、本一色1丁目~3丁目、江戸川区小松川事務所管内 江戸川区小岩事務所管内 | | | | | |
| 第16区 | 第17区 | 第18区 | 第19区 | 第21区 | 第22区 | 第23区 | 第24区 | 第26区 | 第27区 | 第28区 | 第29区 | 第30区 |
| 江戸川区 第14区に属しない区域 | 葛飾区 | 武蔵野市 小金井市 西東京市 | 小平市 国分寺市 国立市 | 八王子市 下柚木、下柚木2丁目、下柚木3丁目、上柚木、上柚木2丁目、上柚木3丁目、中山(519番地、523番地から526番地まで、819番地から830番地まで、842番地、875番地から878番地まで、880番地から1148番地まで、1156番地、1219番地及び1221番地を除く。)、越野、南陽台1丁目~3丁目、堀之内2丁目、堀之内3丁目、東中野、大塚、鹿島、松が谷、鍾水(339番地から345番地まで、364番地から371番地まで及び396番地を除く。)、鍾水2丁目、南大沢1丁目~5丁目、松木、別所1丁目、別所2丁目 | 三鷹市 調布市 狛江市 | 町田市 | 八王子市 第21区に属しない区域 | 目黒区 大田区 第4区に属しない区域 | 中野区 杉並区 第8区に属しない区域 | 練馬区 第9区に属しない区域 | 荒川区 足立区 第13区に属しない区域 | 府中市 多摩市 稲城市 |

※第15区、第20区、第25区は選挙区の変更はありません。